

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

## 概要

- 施設名 みずしま協同クリニック
- 所在地 岡山県倉敷市水島南春日町1番2号
- 開設者 倉敷医療生活協同組合 代表理事 高羽 克昌
- 管理者 所長 大橋 英智

## 標榜時間

- 診療時間 9時00分～12時00分、16時00分～19時00分
- 受付時間 8時00分～12時00分、15時30分～18時30分
- 診療日 月～土曜日（水・土曜日は午前のみ）  
（日、祝祭日、年末年始（12月31日～1月3日）を除く）

## 明細書の発行体制加算について

当院では、診療内容の透明化や患者様及び支払をされるご家族への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書に加えて個別の診療報酬の算定項目が分かる「診療明細書」を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない患者様についても、明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や実施された検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、代理の方への発行も含め、明細書の発行を希望されない患者様は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

## 機能強化加算について

当院では、かかりつけ医機能を有する医療機関として、以下の取り組みを行っています。

- 他の医療機関の受診状況およびお薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。
- 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。
- 必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- 介護・保健・福祉サービスに関するご相談に応じます。
- 夜間・休日等の緊急時の対応方法について情報提供いたします。
- かかりつけ医機能を有する医療機関は、厚生労働省や都道府県のホームページにある医療機能情報提供制度から検索できます。

医療情報ネット（ナビイ）<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanjya/S2300/initialize>

## アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料について

当院では、アレルギー性鼻炎に対しアレルギー免疫療法を行っています。

アレルギーの診療に従事した経験を3年以上有する常勤医師を配置しています。

## 時間外対応加算1について

当院では通院されている方が時間外で緊急に相談がある場合にも対応できるよう体制を整備しています。

平日は19時～翌朝8時、土曜日は13時～翌朝8時、日曜日・祝日等は24時間、お問い合わせに対し、対応できる体制をとっております。当院へのご連絡は【086-444-1222】へお電話ください。

なお、急を要さない場合は、診療時間内にご連絡ください。

## 敷地内禁煙と禁煙外来のご案内

当院は、屋内外を問わず、病院敷地内全面禁煙（電子タバコも含む）となっております。ご理解、ご協力をお願いいたします。

当院は、ニコチン依存症管理料の届出を行っており、禁煙の為に治療的サポートをする禁煙外来を行っています。タバコをお止めになりたい方は禁煙外来にご相談ください。

## 外来感染対策向上加算、サーベイランス強化加算について

当院では、院内感染防止対策として、必要に応じて以下の取り組みを行っています。

- 院内感染対策：当院では、受診歴の有無にかかわらず、感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる症状を呈する患者様の受入を行います。感染防止対策として、空間的分離により発熱患者様等の動線を分けた対応を行う体制を有しています。  
なお、当院は、感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定に基づく措置を講ずる医療機関の指定を受けています。
- 院内感染対策に係る体制：所長を院内感染管理者と定め、職員一同で院内感染対策を推進します。
- 院内感染対策の業務内容：標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、職員一同がそれに沿って院内感染対策を推進しています。
- 職員教育：全職員に対し、年2回院内研修を実施し、院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を図っています。
- 抗菌薬の適正使用：抗菌薬を投与することにより状態の改善を図ることができても、薬剤耐性菌が発生することや抗菌薬の副作用が生じることがあります。そのため当院では、適切な抗菌薬を選択し、適切な量を、適切な期間、適切な投与ルートでの投与により抗菌薬の適正使用を実施しています。
- 感染対策連携：当院は、水島協同病院と感染対策連携をとっています。定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。また、同病院に年4回以上、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告を行っています。  
なお、当院は、診療所における抗菌薬適正使用支援システム（OASIS：Online monitoring system for antimicrobial stewardship at clinics）に参加しています。

## 生活習慣病管理料（Ⅰ）・（Ⅱ）について

当院では、主に糖尿病・高血圧症・脂質異常症の生活習慣病で通院される患者様に対し、状態に応じ、概ね4か月に1回、療養計画書を作成・更新します。

また、28日以上長期の投薬またはリフィル処方箋の交付が可能です。

## コンタクトレンズ検査料について

当院では、コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者様に対して眼科学的検査を行った場合、下記点数を算定しています。ご不明な点等ございましたら、受付でお尋ねください。

### ■算定するコンタクトレンズ検査料の区分の点数

コンタクトレンズ検査料 4：50点

### ■初診料及び再診料の点数

初診料：291点

再診料：75点

### ■診療を行っている医師の氏名及び眼科診療経験

瀬戸口 義 尚 （眼科診療歴18年）

鎌 尾 浩 行 （眼科診療歴23年）

孫 偉 英 （眼科診療歴10年）

## 医療情報取得加算について

当院では、国の施策によりマイナンバーカードを用いて医療情報を取得できる体制を整備しています。「マイナ受付」で同意をすれば、今までに使った正確な薬の情報やご自身の過去の受診歴・診療情報を踏まえた健康状況が医師と共有できることで、より多くの情報に基づいた、診療を受けることが可能となります。

### ■マイナンバーカードで認証いただくことで、下記情報が利用可能

- ・ 健康保険証の資格の有無
- ・ 高額療養費制度の負担区分
- ・ 他院での投薬履歴
- ・ 特定健診情報 等

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

## 医療DX推進体制整備加算について

当院では、医療DX推進の体制を有し、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行う医療機関として、以下の体制を整えています。

- オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を活用して診療を実施しています。
- マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービス等の医療DXにかかる取組を実施します（今後導入予定です）。

## 一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは、

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

## 後発医薬品の使用促進について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。

※後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、

先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分・効能・効果をもつ医薬品のことです。

■先発医薬品より安価で、経済的です。

患者様の自己負担軽減につながります。

■効き目や安全性は、先発医薬品と同等です。

国では、後発医薬品が先発医薬品と同じレベルの品質・安全性を有するかどうかについて、審査を行なっています。ただし、お薬の色・形・味などは異なる場合があります。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しています。

なお、状況によっては、患者様へ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたっては十分にご説明いたします。ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 長期収載品について

2024年度診療報酬改定において、医薬品の自己負担の新たな仕組みが導入されます。

2024年10月以降、患者様が医療上の必要性がないにもかかわらず、後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方・調剤を希望される場合、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を選定療養費(特別の料金)としてお支払いいただきます。なお、医師が医療上の必要性により銘柄名処方した場合や、薬局に在庫がない場合などは引き続き保険給付の対象となります。

当院では、中国四国厚生局長に下記の届出を行っています。

### 基本診療料の施設基準等に係る届出

- ・機能強化加算
- ・外来感染対策向上加算
- ・サーベイランス強化加算
- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・時間外対応加算 1

### 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん患者指導管理料二
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- ・慢性腎臓病透析予防指導管理料
- ・ニコチン依存症管理料
- ・がん治療連携指導料
- ・検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ・別添1の「第9」の1の(3)に規定する在宅療養支援診療所
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・在宅がん医療総合診療料
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- ・BRCA1/2遺伝子検査
- ・検体検査管理加算(Ⅰ)
- ・小児食物アレルギー負荷検査
- ・通院・在宅精神療法の注8に規定する療養生活継続支援加算
- ・静脈圧迫処置(慢性静脈不全に対するもの)
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

## 保険外負担に関する事項について

当院では、次の事項につきましては、実費のご負担をお願いしています。

金額に消費税は含まれています。

### ■各種診断書・文書料（1通につき）

種別	一般料金	組合員料金
診断書・証明書（病院様式）	2,200円	1,980円
保険会社に提出する診断書・証明書	3,300円	－
年金受診状況等証明書	2,200円	－
年金診断書	5,500円	－
身体障害者診断書・意見書	3,300円	－
学校関係診断証明書・検査報告書（規定書式）	550円	－
交通事故診断書	3,300円	－
交通事故 後遺症診断書	11,000円	－
死亡診断書（検案書）	3,300円	2,970円

※内容により料金が異なる場合がございますので、詳細は総合受付にてご確認ください。

### ■カルテ開示に係る費用

種別	料金
開示手数料	3,300円
診療録複写（白黒1枚につき）	22円
放射線画像（CD-RまたはDVD）	1,100円
医師面談	5,500円

### ■その他

種別	料金
マスク（1枚につき）	110円
おむつ（成人）（救急患者様等のみ）（1枚につき）	220円
おむつ（小児）（1枚につき）	110円
スリッパ（救急患者様等のみ）（1組につき）	250円

## ■各種予防接種（1回につき）

ワクチン	一般料金	組合員料金
五種混合（四種混合+ヒブ）	18,100円	16,450円
二種混合（ジフテリア・破傷風）	5,580円	3,080円
麻疹・風疹混合（MR）	11,030円	7,150円
麻疹	7,400円	3,990円
風疹	7,430円	4,160円
不活化ポリオ	10,310円	7,700円
BCG	7,620円	4,950円
新日本脳炎	7,890円	5,280円
子宮頸がん（サーバリックス・ガーダシル）	16,690円	14,850円
子宮頸がん（シルガード9）	26,520円	24,870円
水痘／带状疱疹	7,920円	6,270円
带状疱疹（シングリックス）	21,450円	19,800円
おたふくかぜ	6,380円	4,730円
A型肝炎（エームゲン）	7,260円	5,610円
B型肝炎（ビームゲン0.25・ヘプタボックス）	5,390円	3,740円
B型肝炎（ビームゲン0.5・ヘプタボックス）	5,720円	4,070円
肺炎球菌（ニューモボックス）	8,580円	6,930円
肺炎球菌（プレベナー）	11,800円	9,130円
破傷風	4,950円	3,300円
ツベルクリン	4,510円	2,600円
狂犬病	13,750円	12,100円
ロタウイルス（ロタテック内用液）	9,240円	7,590円
インフルエンザ（成人、小児1回目）	4,400円	3,300円
インフルエンザ（小児2回目）	3,300円	1,650円
インフルエンザ（フルミスト点鼻液）	8,800円	7,150円
新型コロナウイルス	15,400円	14,300円

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。